

# 軽自動車税(種別割)について

## ☆軽自動車税(種別割)の税額について

### ○三輪及び四輪の軽自動車

所有する軽自動車の区分によって税率が変わります。

- ① 平成 27 年 3 月 31 日以前に新車登録をした車両で、新車登録してから 13 年を経過していない車両
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録をした車両

ただし、要件を満たす車両については軽自動車税が軽減されます。(※1)

- ③ 4 月 1 日現在で新車登録から 13 年を経過している三輪および四輪の車両

★新車登録された日は、自動車検査証の「初年度検査年月日」で確認できます。

車両の種類		①平成 27 年 3 月 31 日以前 に新車登録した車両 (③に該当するものを除く)	②平成 27 年 4 月 1 日以降に 新車登録した車両 (※1)	③新車登録から 13 年を経過した車両 (経年重課税率適用)	
軽自動車	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※1 新車登録した軽四輪車等で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、グリーン化特例制度により、表の②の金額から下記のとおり軽自動車税を軽減します。(取得の翌年度のみ)

対象車		軽減割合(取得の翌年度のみ)
電気自動車・天然ガス自動車(※2)		概ね 75%軽減
ガソリン車 ハイブリッド車 (※3)	営業用	令和 2 年度燃費基準達成かつ 令和 12 年度燃費基準 90%達成車
	乗用車	令和 2 年度燃費基準達成かつ 令和 12 年度燃費基準 70%達成車
		概ね 50%軽減
		概ね 25%軽減

※2 平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車または平成 30 年排出ガス基準達成車に限ります。

※3 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

(裏面につづく)

○原動機付自転車及び二輪車等

種 別	車両の種類	税率(年額)
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,500 円
	その他	5,700 円
軽二輪、小型二輪	125cc 超～250cc 以下	3,600 円
	250cc 超	6,000 円

☆軽自動車税の減免等について

以下の要件を満たす場合は、減免が受けられます。

- ・一定の障害区分と等級に該当する方で、一定の条件を満たした場合  
(詳細は、税務課までお問合せください。)
- ・車両の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するために特別の仕様により製造されたもの
- ・公益のために直接専用すると認められるもの

※減免は1人の障害者等に対し1台と限られているため、普通車の減免を受けている方は軽自動車税の減免を受けることはできません。普通車の減免については、福井県税事務所にお問い合わせください。

☆越前町から転出された方、死亡された方のご家族様へ

廃車の手続きや住所変更、名義変更の手続きを行ってください。手続き場所は車種によって異なります。

手続きをしない場合には、前の所有者のまま課税され続けますので必ず手続きをしてください。ナンバーを紛失した、手続きの仕方が分からない等、ご不明な点がございましたら下記担当窓口にお問い合わせください。

【注意事項】

※車両を廃棄処分(スクラップ等)しただけでは登録情報が抹消されません。所定の場所にて廃車手続きを行ってください。

※知人等に譲渡した場合も名義変更手続きが必要です。(正しく手続きをされていない場合は、前所有者に納税通知書が送られます。)

※盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届に加えて、廃車手続きが必要です。

----- 申告手続きの窓口 -----

種 別	手続場所
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会 福井事務所 (福井市浅水町 138-11-3) TEL: 050-3816-1774
軽二輪、小型二輪	中部運輸局 福井運輸支局 (福井市西谷1丁目 1402) TEL: 050-5540-2057
原動機付自転車、小型特殊自動車	越前町役場税務課(9の窓口) (越前町西田中 13-5-1) TEL: 0778-34-8709